第３回北杜市情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時　令和４年２月１６日（水）　午後１時３０分～午後３時４０分
場所　北杜市役所　西館２階会議室
出席者　委員　小川昭二、浅川治子、近藤徹、清水幹人、小澤志保子
事務局　総務部長　中山晃彦
　　法制訟務担当　唐澤史明、鳥原弘達、堀内玲

次第
１　開会
２　総務部長あいさつ
３　会長あいさつ
４　審議
（１）　答申案について
（２）　今後のスケジュールについて
（３）　その他
５　閉会

公開・非公開の別　非公開
非公開の理由　北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例第１２条の規定により非公開

審議内容
◆　会長を議長とし、議事進行を行う。
◆　審査会資料を基に、事務局から答申案の説明を行う。
【審議案件】
①　北杜市（商工・食農課）が行った令和３年７月２７日付け北杜商食第４７２号による非開示決定に関する処分に対する審査請求について

②　北杜市（商工・食農課）が行った令和３年７月２７日付け北杜商食第４７５号による一部開示決定に関する処分に対する審査請求について

③　北杜市（商工・食農課）が行った令和３年８月２日付け北杜商食第４８３号による非開示決定に関する処分に対する審査請求について

《事務局の説明①に対する質疑応答》

◆北杜市（商工・食農課）が行った令和３年７月２７日付け北杜商食第４７２号による非開示決定に関する処分に対する審査請求に関する答申について意見集約を行う。

◆主な意見要旨

・文中に「仮に」という表現は使うべきではなく、審査した結論をまとめるべきである。

・決裁未了のものは、公開の対象になる公文書ではないとことから公開することは予定されていないとの趣旨で作成をすべきである。

・審査会は、反論書、意見書の提出の有無によらず、審議した結果、合理的な理由はないことから結論を判断すべきである。

・答申は、事務局が原案に今回の意見を踏まえてまとめを行い、委員に承認してもらう。

《事務局の説明②に対する質疑応答》

◆北杜市（商工・食農課）が行った令和３年７月２７日付け北杜商食第４７５号による一部開示決定に関する処分に対する審査請求に関する答申について意見集約を行う。

◆主な意見要旨

・審査会としても４回ある会議のうち、１回だけ議事録がないということについて、疑問に思うところであるため、今後は一貫性を持たせて行うようにと「一貫性があった方が望ましい」とすべきである。

・公文書の開示というのは、その個人の利益を目的とするのではなく、公益を図っている観点から判断すべきものであることから、審査請求人が会議に参加していたか、いなかったかを付記する必要はない。

・答申には、実施機関の説明に不自然不合理な点は認められず、他の文書の存在を窺わせる事情はないことを審査会の結論として記載すべきである。

《事務局の説明③に対する質疑応答》

◆北杜市（商工・食農課）が行った令和３年８月２日付け北杜商食第４８３号による非開示決定に関する処分に対する審査請求に関する答申について意見集約を行う。

◆主な意見要旨

・審査請求人等の主張については要旨として統一した書きぶりにそろえるべきである。

・字句の誤記や原文をどこまで忠実に書くかについては、要旨として整理を行いわかりやすく標記したほうが良い。

◆結び

（会長）　　事務局から答申案が手元に届いたらできるだけ早く意思表示をしていた

だくようにお願いしたい。

審査会として結論は出ているので確認は、迅速に対応してほしい。

確認になるが、今日の意見を踏まえて、事務局としての修正案を委員は受け取り、それに対して、委員が意見を言った中で最終的な答申が完成するということか。

（事務局）　最終形をお渡しします。承認の回答いただきたいと思います。

（会長）　回答はできるだけ速やかに行いますので委員各位のご協力お願いしたい。

（事務局）　最終的に答申の決定は、結論が出ていることから書面決議ということでお願いしたいと思います。

（委員一同）了解した。

（会長）　それでは今後の予定が定まったので、本日の審査については、以上とし、議長の任を終わりたいと思います。

（事務局）　長時間に渡り、ご検討いただきましてありがとうございました。

こちらの方で手直しをして、再度ご通知差し上げますが、しばらくの間よろしくお願いいたします。

また、最後の決定につきましては、書面開催とさせていただきますので、ご了承ください。

閉会

会議終了　午後３時４０分